

令和 7 年 8 月 22 日

清水町教育長 杉田 暁彦 様

同

松浦 俊介

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、令和7年8月18及び19日に町立小学校及び中学校を対象に定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果報告書を提出する。

令和7年度定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

(1) 町立清水小学校、西小学校及び南小学校

(2) 町立清水中学校及び南中学校

3 監査の期間

令和7年8月18日及び19日

4 監査の範囲

令和7年7月末時点における予算執行状況、備品管理の状況、財務事務の処理状況や校内各施設の安全管理、その他一般的な事項

5 監査の実施内容

あらかじめ各校から予算執行状況、備品管理の状況、財務事務の処理状況など資料の提出を求め、主に事務処理が適正・適切に行われているかについて監査を実施した。

また、各校に出向いて、学校長、関係職員らから説明を聴取し、質疑応答を交え、関係諸帳簿等の検査を行うとともに現場を確認するなど、その他通常実施すべき監査を行った。

なお、給食費、PTA会費、学年費、積立金、購買費等を対象に通帳、その他諸帳簿の検査を行うとともに現金の取扱状況についても確認を実施した。

6 監査結果

監査の結果、町立小学校及び中学校における財務に関する事務は、関係法令、財務規則に準拠して、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、軽微な指摘事項等については次のとおりであるが、所管課にあつては、必要に応じた現場の適切な指導や助言に努め、町立小学校及び中学校における事務処理の精度が向上するよう心がけて欲しい。

(1) 出勤簿について

ア 一部の出勤簿で、暦年でない出勤簿を使用しているものがあるので、適切に指導すること。

イ 一部に押印した印影が不明瞭な者があるため、適切に指導すること。

(2) 休暇処理簿について

ア 一部に所定の書式でない年次休暇請求簿の使用が認められたため、適切に指

導 すること。

イ 一部に修正テープでの修正箇所があるため、適切に指導すること。

ウ 一部に訂正印の漏れがみられたので、今後留意すること。

(3) 入札執行伺（随意契約執行伺）について

ア 一部の随意契約執行伺で、「業務名」欄に記載する学校名が統一されていないものがあるため、適切に指導すること。

イ 一部に訂正印の漏れがみられたので、今後留意すること。

(4) 出張復命書

ア 出張後の復命は旅行命令権者まで復命するべきであることから、復命書は旅行命令権者まで供覧するよう、適切に指導すること。

(5) 業務委託、賃貸借等の契約書

ア 一部の請書で、「2 数量」欄には「設計書のとおり」と記載されているが設計書が添付されていないため、適切に指導すること。

イ 請書の「施工場所」等欄の学校名が統一されていないものがあるため、適切に指導すること。

7 その他意見（要望）

その他、監査を通じ、学校徴収金について、改善や検討を要する事項が見受けられたので、意見を述べる。

P T A会費や学年費等、いわゆる「学校徴収金」については、保護者が学校教育の充実・発展のために、受益者負担の考え方に基づいて負担している経費であるといえるものであり、各学校は、学校徴収金の適正かつ効率的な執行を図るとともに、公費に準じた適正な会計処理を行い、保護者に対して十分な説明及び報告を行う責務がある。

しかしながら、学校徴収金等の管理・取扱等に関するルールが統一されていないことによる様々な課題が見受けられている。

一方、学校給食費が私会計であった平成28年12月、「清水町学校給食費未納対策マニュアル」が策定され、教育委員会や各学校では、このマニュアルに基づき学校給食費の徴収や未納者への対応を行っているものと推測される。

このようなことを踏まえ、教育委員会においては、徴収手続きや未納者への対応といった、各学校における学校徴収金に係る会計の運用を支援するため、小中学校の実情を踏まえた上で「学校徴収金」に係る統一的な取扱規定を策定するなど、学校現場における準公金の取り扱いに関するルール作りを切に要望する。

また、「学校徴収金」に関する事故を未然に防ぐため、通帳と印鑑の管理者を別々に置いているなどの対応は確認したものの、例えば定例出納検査のように、相応の責任ある者が月に1回程度、定期的に現金及び預金残高の整合確認を行うなど、現金のより厳正な管理のあり方について、併せて検討されたい。